

六本松を中心とした  
地域情報誌  
毎月25日ぐらゐに発行  
＜編集・発行＞  
㈱ジャパン・スマイルか  
TEL 761-8800  
FAX 752-2620

# いるか



こんにちは！ こんにちは！ 皆さん、こんにちは！

今月ご紹介するのは、六本松2丁目の指定障がい福祉サービス事業所「ひまわりパーク六本松」です。平成24年4月開設。施設長は廣渡智恵子さん、他に9名のスタッフがおられます。

この施設は知的障がい者の施設で主に商品の袋詰めなど簡単な作業の他、アート活動をしています。アートはその人の個性が表現されます。ここでいろいろな絵を描いてもらいそれを商品化し販売しています。大きな物では冷凍用トラックにプリントした事もあります。カレンダーやクリアファイル・便箋・一筆箋など、どれを取っても見る人の心をなごませるものばかりです。少し値段は張りますがその収益は描く人の手元へ届きます。一生懸命、絵を描く彼らの姿を見ていただきたい・・・そして温かいことばをかけていただきたいと願っています。



◎看板に「福岡市手をつなぐ育成会」とありますが・・・

知的障がい児者の団体「手をつなぐ育成会」は昭和27年に東京で障がいを持つわが子の幸せを願う3人の母親によってつくられました。その後、全国に「手をつなぐ育成会」が結成され、今では32万人の会員数となっています。福岡市では昭和49年に発足し福岡市と連携しいろいろな事業を行っています。

◎この施設には何人くらいいられていますか？

32名です。市内全域からバスや電車を使ってひとりで通勤されています。

◎来られる方の年齢は・・・

33才～60才の方までおられ、その平均年齢は45才です。

◎私達に何か出来ることがありますか？

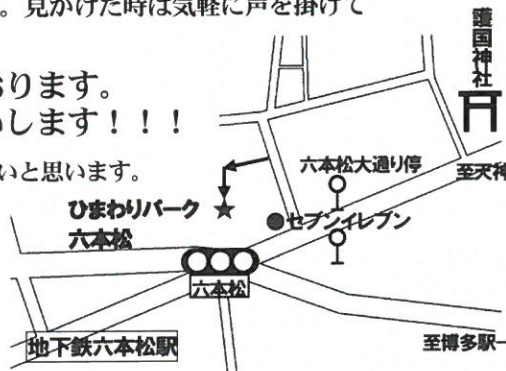
私達は地域で清掃活動などもしています。見かけた時は気軽に声を掛けていただければ嬉しいです。

施設内で商品の販売も行っております。  
売上げにどうぞご協力をお願いします!!!

★個性的な彼らの絵を是非一度ご覧頂きたいと思います。

◆「ひまわりパーク六本松」◆

場 所：福岡市中央区六本松2丁目3-21  
利用時間：月曜日～金曜日  
9：00～16：00  
連絡先：092-406-2406

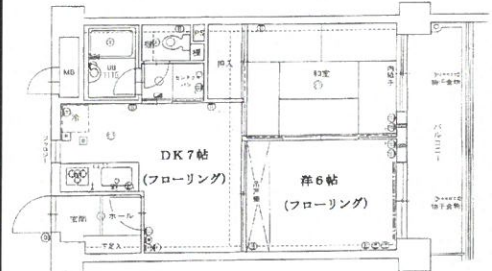


## ☆☆ 3月の催し ☆☆

日時	催 事 内 容	料 金	お問い合わせ	T E L
3/14 (土)	<b>背振少年自然の家展</b> <b>——★クラフト教室★——</b> 木のペンダントと木笛作り ① 10：00～12：00 ② 13：00～14：30 ③ 15：00～16：30 ※上記の時間中、随時行きます♪	有料あり 少年科学文化会館	少年科学文化会館 1階ロビー	771-8861
3/15 (日)	<b>「てづくり教室」</b> ～♪つくるもの♪～ ☆キラビー ☆はっぴいキャッチャー ☆牛乳パックひこうき ☆フラバン ☆ラウンのたわ	会場：少年科学文化会館 1階学習室 対 象：幼児（保護者同伴必要）、小・中学生 時 間：13：00～16：00 ※受付は13：00～15：30 参加方法：当日自由参加。 先着順（数に限りあり）。 材料費（各50～100円程度）が必要。 ※ 内容等は予定であり、変わることがあります。 ※ 品切れになることもありますのでご了承下さい。	少年科学文化会館 1階学習室	
3/21 (土・祝)	<b>「科学体験広場」</b> ～3つの科学工作をするよ！～ ☆レインボースコープ ☆つなわたりやじろべえ ☆フロペラシューター	会場：少年科学文化会館 1階学習室 時 間：13：00～16：00 対 象：幼児（保護者同伴必要）、小・中学生 ※難易度に合わせて対象を指定することがあります。 定 員：各コーナー100名 参加方法：当日自由参加、無料。 ※内容は変わることがあります。	少年科学文化会館 1階学習室	
3/25 (水)	<b>「子どもおかし会」</b> 時 間：10：00～13：00 講 師：高尾 純子さん 対 象：何年生でも（2年生以下は大人と一緒に） 講 師：高尾 純子さん 持ち物：エフロン・三角巾 締切り：3月20日（金）定員24名	材料費 300円	草ヶ江公民館	741-7998
3/28 (土)	<b>「アトリエ子どもの部屋」</b> 時 間：10：00～11：30 対 象：年少以上 講 師：高尾 千春さん 持ち物：水筒、着替え、ソックス 定 員：15名	材料費 100円	草ヶ江公民館	741-7998
3/10 (火)	演劇集団ばあくう 佐藤順一読演会57 <b>「夕化粧」</b> 杉本 幸子 作 時間：15：00～19：00～ ※開場は30分前、上演時間は約60分 会場：アトリエ戯座 （演劇集団ばあくう内） ※詳細はHPをご覧ください！ <a href="http://www.baakuu.com">http://www.baakuu.com</a>	料 金 1,500円	演劇集団ばあくう	736-1220
3/20 (金)				

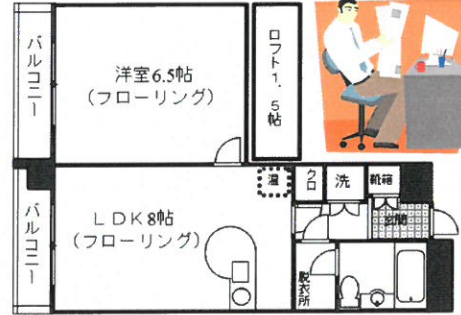


**分譲賃貸マンション**  
**ダイヤパレスアゲール下大利 5F**  
 ◆間取り.....2DK (42.66㎡)  
 ◆所在地.....大野城市下大利1丁目  
 ◆賃料.....52,000円  
 ◆交通.....西鉄下大利駅徒歩7分



**2沿線にWアクセス!**  
**西鉄下大利駅は急行、**  
**JR大野城駅は快速が停まり便利!**  
**ダイエー近くで便利!**

**分譲賃貸マンション**  
**ロマネスク六本松第3-6F**  
 ◆間取り.....1SLDK (31.8㎡)  
 ◆所在地.....中央区六本松4丁目  
 ◆賃料.....59,000円  
 ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩3分



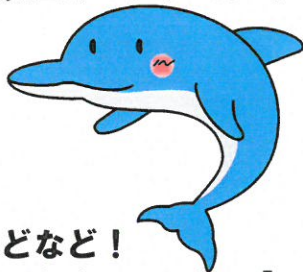
**簡易事務所使用相談!**  
**TVモニター付オートロックで安心!**

賃  
貸  
物  
件  
・  
売  
買  
物  
件  
募  
集  
中  
!!

# 求む! 売却物件!

《お探しの方がいます!!》

- ・草ヶ江小学校区、築15年以内の3LDK以上のマンション!
  - ・六本松駅周辺ペット可マンション!
  - ・草ヶ江小学校区の売地、売家!
  - ・アパート、マンション建設用地!
  - ・一棟収益マンション(2億円まで)! などなど!
- 相談・査定無料! お気軽にお電話ください!**



上記物件のお問い合わせは 広告有効期限 H27/3月末 媒介  
 (公社)福岡県宅地建物取引業協会 福岡県知事免許(9)8407号  
 地域密着型不動産業ジャパンでスマイル!  
 (株) ジャパン・スマイルか  
 福岡市中央区六本松4丁目9-4 TEL (092) 761-8800  
 Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com

## 税金が還ってくる②

(サラリーマン・年金所得者・源泉所得者を中心として)



### I. 公的年金所得(雑所得)

公的年金受給者は1月中旬くらいになると社会保険庁(日本年金機構)から届く「源泉徴収票」に記載されている「総支給額」「源泉徴収税額」で所得額を算出します。公的年金受給者の所得は65歳未満と65歳以上で所得額の計算方法が変わりますが、サラリーマンのように「年末調整」はありません。国民健康保険料や年金など自分で支払った分の社会保険料控除・生命保険控除が社会保険庁(日本年金機構)の源泉徴収に反映されていません。公的年金受給者で源泉税額を収めている人は確定申告することで国税が還ってきます。また、国税はかかっているが市県民税がかかっている人の場合は市県民税も安くなりますし、国民健康保険等や各種の社会福祉給付事業に対して影響が出てきます。

- ① 国民健康保険税や各種の社会保障の掛け金を支払った人
- ② マイホームを取得(100万円を超える増改築を含む)し、住宅ローン残があるとき
- ③ 災害や盗難などで資産に被害を受けたとき
- ④ 多額の医療費を支払ったとき。所得が200万円以上の場合は10万円、200万円未満の場合は所得の5%を超えるときは「医療費控除」の対象となる。この場合に納税者が医療費を支払っていれば家族全員分を合算しても良い事となっています。
- ⑤ 国や地方公共団体や政党及び税法が認めた公益法人等に対して寄附をした場合は一定の計算方法で「寄附金控除」が受けられます。
- ⑥ 本人や家族に障がい者手帳を持っている方は「障がい者控除」が受けられます。「介護や要介護の認定を受けている人」で一定の人、寝たきり老人は市役所に申請する事で障がい者と同等として市が証明書を発行してくれます。

### II. 専門職

- ① 複数の取引先があることを前提に考えられています。各取引先の支払額の合計額を収入金額とし、必要経費を差し引いて所得税額を計算します。
- ② 確定申告書Bの説明書に記載されている諸控除を差し引いたあと税額を計算します。公的年金所得の①~⑥についても同じです。

### III. 外交員等

- 外交員等について「報酬・料金等」で支払われる場合と「給与」で支払われる場合があります。
- ① 報酬・料金等での支払いに対しては、これを収入額とし必要経費を差し引いて所得額を計算します。
  - ② 上記の場合であっても、家内労働者(特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行う人)の場合は必要経費として65万円まで認める特例があります。
  - ③ 給与での支払いを受けた人は「サラリーマン」の項(2月号に掲載)を参考にして下さい。  
②以外の報酬・料金の人は「専門職」の項を参考にして下さい。
  - ④ 所得控除については公的年金所得の控除を参考にして下さい。